

宮古広域公園整備事業
～環境影響評価書～
【公表版】

令和2年4月

沖縄県

はじめに

本書は、改正された沖縄県環境影響評価条例（平成12年沖縄県条例第77号）に基づき、「宮古広域公園整備事業」に係る補正前の環境影響評価書（令和2年1月）を踏まえて、補正した環境影響評価書として、とりまとめたものである。

宮古広域公園整備事業 ～環境影響評価書～

目 次

第1章	都市計画決定権者等の氏名及び住所	1-1
1.1	都市計画決定権者の氏名及び住所	1-1
1.2	事業者の氏名及び住所	1-1
第2章	都市計画対象事業の目的及び内容	2-1
2.1	都市計画対象事業の目的	2-1
2.2	都市計画対象事業の内容	2-1
2.3	都市計画対象事業の検討経緯	2-10
2.4	都市計画対象事業の施設内容に関する計画	2-29
2.5	都市計画対象事業に係る工事計画	2-82
第3章	対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる 地域及びその概況	3-1
3.1	社会的状況	3-2
3.2	自然的状況	3-22
3.3	関係法令等の指定、規制等	3-87
第4章	準備書作成までの概要	4-1
4.1	配慮書手続の概要	4-1
4.2	方法書手続の概要	4-70
4.3	専門家による助言等	4-82
第5章	環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法	5-1
5.1	事業特性及び地域特性	5-1
5.2	環境影響評価項目の選定	5-3
5.3	調査、予測及び評価の手法	5-7
第6章	調査、予測及び評価の結果	6.1-1
6.1	大気質	6.1-1
6.2	騒音	6.2-1
6.3	振動	6.3-1
6.4	赤土等による水の濁り	6.4-1
6.5	水の汚れ	6.5-1
6.6	地下水の水質	6.6-1
6.7	水象	6.7-1

6.8	地形・地質	6.8-1
6.9	陸域植物	6.9-1
6.10	陸域動物	6.10-1
6.11	海域植物	6.11-1
6.12	海域動物	6.12-1
6.13	生態系（陸域生態系）	6.13-1
6.14	生態系（海域生態系）	6.14-1
6.15	景観	6.15-1
6.16	人と自然との触れ合い活動の場	6.16-1
6.17	歴史的・文化的環境	6.17-1
6.18	廃棄物等	6.18-1
第7章	環境保全措置	7-1
7.1	工事の実施に係る環境保全措置	7-1
7.2	施設等の存在及び供用に係る環境保全措置	7-7
第8章	事後調査	8-1
8.1	事後調査等の概要	8-1
8.2	事後調査	8-1
8.3	環境監視調査	8-6
第9章	総合評価	9-1
9.1	総合評価	9-1
第10章	環境影響評価の委託者の名称及び住所	10-1
第11章	準備書に対する意見の概要及び都市計画決定権者の見解	11-1
11.1	準備書の公表及び縦覧	11-1
11.2	準備書に対する一般の意見及び都市計画決定権者の見解	11-1
11.3	準備書に対する意見及び都市計画決定権者の見解	11-2
第12章	評価書作成に当たっての準備書記載事項との相違の概要	12-1
第13章	評価書に対する意見の概要及び都市計画決定権者の見解	13-1
13.1	評価書に対する意見及び都市計画決定権者の見解	13-1
13.2	専門家による助言等	13-10
第14章	評価書補正に当たっての評価書記載事項との相違の概要	14-1
参考資料		巻末

第1章 都市計画決定権者等の氏名及び住所

1.1 都市計画決定権者の氏名及び住所

名 称：沖縄県

代表者氏名：沖縄県知事 玉城康裕

所 在 地：沖縄県那覇市 泉崎 1-2-2

1.2 事業者の氏名及び住所

名 称：沖縄県

代表者氏名：沖縄県知事 玉城康裕

所 在 地：沖縄県那覇市 泉崎 1-2-2

※本事業は、「都市計画法」（昭和 43 年法律第 100 号）第 4 条第 5 項に規定する都市施設として、都市計画法の規定により都市計画に定められるため、事業者が行うべき環境影響評価その他の手続きは、当該都市計画の決定者が当該対象事業に係る事業者に代わるものとして、当該対象事業に関する都市計画を決定する手続と併せて行うものとする。

（「沖縄県環境影響評価条例」（平成 12 年条例第 77 号）第 42 条第 1 項）